

消費者庁の組織

(消費者庁の任務)

消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行う。

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者)

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

<企画調整担当>

消費者問題の解決に向けて、消費者行政に関する企画調整機能を果たす。

<執行担当>

消費者庁所管法令の執行に関する事務を行う。

消費者庁
(内閣府の
外局)

消費者庁長官

次長

審議官(3)

参事官

課名

業務

総務課

- ・人事、会計、法令審査、国会連絡などいわゆる官房業務
- ・広報、報道対応

消費者政策課

- ・基本的な政策等の企画、立案、推進(消費者基本計画等)
- ・関係府省庁との政策調整 ・国際関係業務
- ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(財産分野)

消費者制度課

- ・消費者契約法等を所管
- ・被害者救済法制の整備
- ・公益通報者保護法、個人情報保護法を所管

消費生活情報課

- ・消費者教育 ・消費者に対する普及啓発
- ・物価関係業務(国民生活緊急安定措置法、物価統制令等)

地方協力課

- ・地方消費者行政の企画・立案、支援、推進
- ・国民生活センターを所管

消費者安全課

- ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(身体生命分野)
- ・消費者安全法に係る「すき間事案」の執行
- ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告
- ・食品安全基本法(基本方針の策定、リスクコミュニケーション)

取引対策課

- ・特定商取引法、特定電子メール法、預託法を所管
- ・業法(宅建業法、旅行業法、割取法、貸金業法)を所管

表示対策課

- ・景品表示法、住宅品確法、家庭用品品質表示法を所管

食品表示課

- ・JAS法、食品衛生法、健康増進法、米トレサ法を所管